

# 優先順位付け等の改革について

科学技術政策担当大臣  
総合科学技術会議有識者議員

昨年度までは、一定規模以上の施策について一律に優先順位付け(独法等の運営費交付金による事業は対象外)



- 関係府省の科学技術関係予算の全体像をより詳細に把握・俯瞰
    - 科学技術関係予算要求に係る関係府省の基本事項を聴取
    - 独法等についても、19年度の運営費交付金の全体像を把握
  - その上で、重要な部分をより詳細にチェックするなど、戦略的に重点化した優先順位付けを実施し、「選択と集中」を一層徹底
    - 分野別推進戦略、イノベーション創出総合戦略等を踏まえ、資源配分方針に明記した重点課題をより詳細にチェック(独法等の運営費交付金による事業も対象に)
- 透明性の向上等、審査体制の改善

## 1. 全体像の把握

### 全体ヒアリングの充実

関係府省の概算要求の基本事項(優先事項、システム・制度改革への取組方針、戦略重点科学技術への対応、科学技術関係予算要求の比重を高める努力の状況、不正防止に関する取組み状況、科学技術関係の税制改正要望等)を幅広くヒアリング。併せて、第2期基本計画中の研究開発投資成果について、失敗事例も含め、定量的指標も用いて国民に向けて分かりやすく取りまとめたものについてもヒアリング。

### 独法等の運営費交付金による業務の全体像把握

従来の主要業務に対する見解付けを改め、全ての法人について、先ず交付金配分等の全体像を把握する。

科学技術関係の全ての独立行政法人について、各法人ごとに、19年度の運営費交付金の概要(法人の特徴に応じた各主要業務の概要と配分見込み)等の資料提出を求める。運営費交付金(科学技術関係部分)の19年度要求額が大きい法人(例えば200億円以上)については、個別に主務府省からヒアリングを実施。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、概算要求の内容(特に特別教育研究経費等、重点的な取組を中心)に関して文部科学省からヒアリングを実施(その際、大学共同利用機関法人については、19年度の主な業務の概要に関する聴取)。

上記の取組により、従来独法等の主要業務(新規1億円以上、継続10億円以上)に対する見解付けは実施しないが、資源配分方針で示した重点課題については、独法等の運営費交付金により実施される業務であっても優先順位付けの対象とする。

## 2. 優先順位付け対象等の見直し

	重点課題(資源配分方針に明記)		それ以外の施策
	戦略重点科学技術	8分野以外の重点課題 (世界トップレベルの研究拠点構築、基礎研究、イノベーション創出、人材、競争的環境、国際化)	
改革案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規全て</li> <li>・継続5億円以上</li> <li>・小規模施策であっても、重要なものについては各分野で対象として指定する場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規全て</li> <li>・継続10億円以上</li> <li>・独法等の運営費交付金による事業のうち、減額要求のものは対象から除ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規1億円以上</li> <li>・継続10億円以上</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">独法等の運営費交付金による事業も対象</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">独法等の運営費交付金による事業は対象外</div>
昨年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規1億円以上</li> <li>・継続10億円以上</li> </ul>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">独法等の運営費交付金による事業は対象外</div>		

重点課題とそれ以外では、S A B Cの比率を変える。

戦略重点科学技術については、全体俯瞰図の作成や予算額集計の際には、5億円未満の小規模継続施策もその対象に含める。各府省が戦略重点科学技術に該当すると考える新たな施策については、分野別推進戦略における位置付けの明確な説明を求め、優先順位付け作業の中でその妥当性を精査する。

従来どおり、有識者議員が指定する施策や関係府省が希望する施策は、予算規模に関わらず対象とすることを検討。

人件費、調査費、制度運営のための管理費、国庫債務負担行為の過年度歳出化経費は、原則として除く。また、新規募集を終了し継続事業のみとなっている制度や既存技術の実証・普及など科学技術政策推進の観点から検討する余地の少ない施策は、個々に判断し、S A B C付け対象から除くことも検討。

大規模研究開発として別途事前評価を実施するものは、昨年同様、対象から除く。

予算額が極めて大きい大学関係の基盤的施策(科研費、私学助成、大学施設整備)は、その重要性及び予算規模の大きさを踏まえ、内容をより詳細にチェックし、改善事項・留意事項等についてきめ細かに見解を付ける(他の施策と同様のS A B C付けは行わない)。

防衛関係及び情報収集衛星については、従来どおり、ヒアリングは実施するが優先順位付けは行わない。

関連施策または相互補完的な施策については、複数のプロジェクトを1つに束ねて説明し、優先順位付けを行うことを可能とする(個別に異なる優先順位を付けることはありえる)。

従来の施策を見直し、新たに科学技術関係予算に登録されたものについては、優先順位付けは行わず、科学技術の振興の観点から積極的にコメントを付す。

### 3. 優先順位付けの基準の明確化

審査にあたっては、「第3期科学技術基本計画」、「イノベーション創出総合戦略」、「資源配分方針」、「経済成長戦略大綱」との整合性を第一義とし、詳細な審査基準は次のとおりとする。

審査項目	審査基準案
必要性	(1) 国が関与(投資)する必要性が、「科学技術基本計画」、「イノベーション創出総合戦略」、「資源配分方針」、「経済成長戦略大綱」に照らして妥当であるか(政策目標との整合性、各種決定における施策の位置付け等) (2) 中長期的な科学的・経済的・社会的インパクト、成長力・競争力の強化等の観点から必要性のある施策であるか (3) 官民の役割分担に照らして、国が実施する必要があるか
計画性	(1) 達成目標の適切性(成果目標、研究開発目標等が明確か)、研究体制・実施方法(新規施策についてはその決定プロセス)が具体的かつ明確か、ロードマップ(研究開発計画、実用化時期や実用化主体等の見通し)の妥当性、進捗状況 (2) 予算規模が妥当であるか
効率性	(1) 投資計画の費用対効果(特に、大規模な継続施策はこれまでの投資効果も含む)、当該研究開発による効果の大きさ、成果の波及効果、大規模施策についてはコスト縮減への取組状況 (2) 他府省等における関連事業や関連技術にかかる研究開発の動向及びこれらとの連携状況
評価等の反映状況	(1) 新規施策については、各府省での事前評価の実施状況、結果の反映状況 (2) 継続施策については、各府省での中間評価等の実施状況、過去の優先順位付けでの指摘の反映状況 (3) 大規模研究開発については事前評価における指摘の反映状況、国家基幹技術については評価結果の反映状況

競争的資金等の制度施策については、審査項目の内容を必要に応じ変更して対応する。(例えば、競争的資金の場合、PD及びPOの適切な配置がなされているか、審査の透明性が確保されているか、研究費の早期交付の実施状況、英語による申請・審査の実施状況、世界的な知見を有する者の審査員への登用等、適切な審査基準を用いる。)

経済成長戦略大綱に基づく施策については、初期需要創出の環境整備や双方向の連携強化等を重要な審査項目として加味する。

競争的資金については、不正への対応措置等の方策について総合科学技術会議でとりまとめる共通的な指針に則った取組への対応が検討されていない場合は、大きなマイナスとする。

施設整備関係予算で、競争入札を基本としないものは、大きなマイナスとする。

## 4 . 優先順位付けの区分の明確化

### S A B C の位置付け

S : 新規又は大幅拡充の施策で、特に重要かつ内容の極めて優れたものであり、積極的に実施すべきもの。

A : 重要で、内容的にも優れた施策であり、着実に実施すべきもの。

B : 必要な施策ではあるが、研究計画・進捗状況、類似施策との連携等の一部に考慮すべき事項があり、それを見直した上で、資源を有効活用し効果的・効率的な実施が求められるもの。

C : 施策の必要性は認めるが実施方法、設定目標、ロードマップ等を大幅に見直した上で実施すべきもの、或いは、資源投入の必要性が低いもの。

〔注〕Cについては、予算措置が必要ないものから、減額すべきもの、指摘事項の見直しをすれば増額できるものまで、予算調整の観点からは様々な事例が考えられるので、一律に施策の必要性が否定されることなく、内容に応じた対応が必要である。〕

### 審査結果

上記の区分で優先順位を付けた上で、その理由や留意事項を記載する。

留意事項はメリハリを付けて記載し、特にCについては、何を見直すべきなのか、どこが問題なのか等、丁寧に記載する。

### S A B C 比率

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、「選択と集中」を一層徹底する観点から、昨年度よりメリハリを付けることを目標。

### その他

優先順位付けの結果を受け、指摘事項を踏まえた改善がなされた場合には、必要に応じ、有識者議員を中心に当該施策の改善点を確認するプロセスを設けることも検討。

## 5 . 審査体制の改善

昨年に比べ、十分なヒアリング時間を確保。

国民への成果還元の見点を一層重視するため、外部専門家には、技術等のユーザーサイドの者も加える。

外部専門家に施策の内容を判断するために適切な者がいない場合には、追加的に特定分野の専門家のレビューも活用。

## 6 . 作業の効率的実施

分野別ヒアリング用の提出様式については、昨年までのものと比べて、記載項目を必要最小限なものとし、実際の説明の際には、財務省説明と同様な資料の活用等、任意の様式の資料で対応可能とする。

関連施策または相互補完的な施策については、複数のプロジェクトを1つに束ねて説明し、優先順位付けを行うことを可能とする。ただし、個別のプロジェクトごとに異なる優先順位を付けることはありえる。

科学技術関係予算の小さな府省や小規模施策については、提出された資料を確認することで内容を詳細に把握・確認できる場合にはヒアリングを実施しないなど、作業の改善も検討。